

肥料取締法施行令の一部を改正する政令案についての意見・情報の募集について

令和 2 年 6 月 25 日
農林水産省消費・安全局

この度、「肥料取締法施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号。以下「改正法」という。）により、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名が改正されるとともに、普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材を混合する肥料（指定混合肥料）について、届出による生産を認めること等の改正が行われました。

本政令案は、改正法のうち 1 年以内で政令で定める日に施行する規定の施行に伴い、肥料取締法施行令（昭和 25 年政令第 198 号）等について、所要の規定の整備等を行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（2）農林水産省消費安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-3580-8592

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和2年6月25日～令和2年7月24日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 肥料取締法施行令の一部を改正する政令案（概要）
- ② 肥料取締法の一部を改正する法律（条文）
- ③ 肥料取締法の一部を改正する法律（新旧対照条文）

肥料取締法施行令の一部を改正する政令案の概要

令和2年6月
農林水産省

I 趣 旨

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号。以下「改正法」という。）により、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の題名が改正されるとともに、普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材を混合する肥料（指定混合肥料）について、届出による生産を認めること等の改正が行われ、改正法の公布の日から1年以内で政令で定める日又は2年以内で政令で定める日から施行することとされている。

本政令案は、改正法のうち1年以内で政令で定める日に施行する規定の施行に伴い、肥料取締法施行令（昭和25年政令第198号）等について、所要の規定の整備等を行うものである。

II 改正の概要

（1）肥料取締法施行令の一部改正

- ① 法律の題名が「肥料の品質の確保等に関する法律」に改められることから、肥料取締法施行令の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に改めることとする。
- ② 天災地変により登録証又は仮登録証の規格に適合しなくなった場合及び農林水産省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、その譲渡に都道府県知事の許可を要するものとされている普通肥料の範囲に、改正法による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律第5条に規定する「指定混合肥料」を加え、当該譲渡許可に関する所要の手続を整備することとする。
- ③ 特殊肥料のうち、表示の適正化を図る必要がある肥料に、特殊肥料同士を配合した肥料を加えることとする。

（2）関係政令の規定の整備

改正法による肥料取締法の題名の改正及び条項ずれに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

III 施行期日

改正法の施行の日（令和2年12月1日（予定））

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する
省令案についての意見・情報の募集について

令和 2 年 6 月 25 日
農林水産省消費・安全局

この度、「肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号。以下「改正法」という。）により、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名が、肥料の品質の確保等に関する法律に改正されるとともに、普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材を混合する肥料（指定混合肥料）について、届出による生産を認める等の改正が行われ、改正法の公布の日から 1 年以内で政令で定める日から施行することとされています。

本省令案は、改正法の施行に伴い、肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）等について、所要の規定の整備等を行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（2）農林水産省消費安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100－8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-3580-8592

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和2年6月25日～令和2年7月24日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案（概要）
- ② 肥料取締法の一部を改正する法律（条文）
- ③ 肥料取締法の一部を改正する法律（新旧対照条文）

**肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う
農林水産省関係省令の整備等に関する省令案の概要**

令和 2 年 6 月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号。以下「改正法」という。）により、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名が、肥料の品質の確保等に関する法律（以下「新法」という。）に改正されるとともに、普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材を混合する肥料（指定混合肥料）について、届出による生産を認める等の改正が行われ、改正法の公布の日から 1 年以内で政令で定める日から施行することとされている。

本案は、改正法の施行に伴い、肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）等について、所要の規定の整備等を行うものである。

II 改正の概要

（1）肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）の一部改正

- ① 題名を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。
- ② 新法第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定に基づき、農林水産省令で定める「指定混合肥料」（下表参照）を新たに届出により生産できることとなった。

新法上の規定	省令における呼称
登録済みの普通肥料（汚泥肥料等を除く。）のみが原料として配合される肥料であって、化学的变化による品質低下のおそれがないもの ^{（注）} （新法第 4 条第 2 項第 2 号）	指定配合肥料（指定化成肥料以外のもの）
	指定化成肥料（左記のうち、造粒（水のみを用いる造粒を除く。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料）
登録済みの普通肥料と、登録済みの汚泥肥料等若しくは届出済みの特殊肥料又はその双方が配合された肥料であって、化学的变化による品質低下のおそれがないもの ^{（注）} （新法第 4 条第 2 項第 3 号）	特殊肥料等入り指定混合肥料
登録済みの普通肥料若しくは届出済みの特殊肥料又はその双方に土壌改良資材が混入された肥料であって、化学的变化による品質低下のおそれがないもの ^{（注）} （新法第 4 条第 2 項第 4 号）	土壌改良資材入り指定混合肥料

（注）配合又は混入に伴い農林水産大臣の定める方法により加工されるものを含む。

当該指定混合肥料は、次のア～エ以外のもの（家庭園芸用肥料にあってはア～ウ以外のもの）とする。

ア 次のいずれかを原料の一つとして配合したもの

- ・ 事故肥料
- ・ 肥料の品質を低下させるような異物（指定土壤改良資材を除く。）が混入された肥料
- ・ 硝酸化成抑制材（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された肥料
- ・ 液状の肥料（配合等に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）
- ・ 牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材等の使用又は必要な管理措置が行われたものを除く。）
- ・ 汚泥肥料等（硫黄及びその化合物を除く。）
- ・ 農林水産大臣が指定する特殊肥料

イ 以下の（ア）又は（イ）の組合せにより配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

（ア）石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）（以下「石灰質肥料等」という。）に属する普通肥料（塩基性の肥料）と、これらと反応する以下の肥料

i 石灰質肥料等の属する種別と異なる種別に属する普通肥料^{※2}

※ アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。

ii 硫黄及びその化合物

iii i 及び ii 以外の普通肥料（シリカヒドロゲル肥料を原料として配合したもの又はアルカリ分、石灰全量又は有効苦土を含有するものを除く。）

iv 特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料を除く。）

（イ）石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料（酸性・中性の肥料）と、これと反応する以下の肥料

i アルカリ分、石灰全量又は有効苦土を含有する普通肥料

ii 特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）

ウ 配合等に当たって肥料の品質を低下させるような異物（土壤改良資材入り指定混合肥料（新法第4条第2項第4号）については、指定土壤改良資材を除く。）を混入したもの

エ 配合等に当たって材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの

③ 指定混合肥料に混入可能な土壤改良資材（指定土壤改良資材）は、地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）に定める種類の土壤改良資材のうち、泥炭、

腐植酸質資材（普通肥料に該当するものを除く。）、木炭（植物性の殻の炭を含む。）、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト及びVA菌根菌資材（ただし、同令の基準に適合しないものを除く。）とする。

- ④ 保証票に生産した事業場の名称及び所在地を記載する際は、当該事業場の名称及び所在地を表示したウェブサイト※（農林水産大臣が認めるウェブサイトに限る。）のアドレス（二次元バーコードその他これに代わるものを含む。以下同じ。）により記載できるものとする。

【※ 肥料登録システム（クラウドサービス）上に、肥料事業者自らが必要な情報を入力し、当該情報のアドレスを保証票に記載することを想定。】

- ⑤ 新法第4条第2項第2号の肥料のうち指定配合肥料における主成分の保証については、これまでの原料として使用した普通肥料の保証成分量とその配合割合を乗じて得た値に基づく保証（設計値に基づく保証）に加え、生産業者が原料や最終製品をロットごとに分析した場合には、その分析値に基づく保証^{※1}を認める。また、指定化成肥料における主成分の保証は、ロットごとの最終製品の分析値^{※2}による保証とする。さらに、原料として使用した普通肥料において保証された主成分以外の主成分であっても、最終製品中の含有量をロットごとに確認した結果、一定量以上含有されていることが確認できる場合には、原料として使用した普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分に限って保証することができるものとする。

【※1 保証値の下限は、各原料の主成分の保証成分量に配合割合を乗じて得た値を合算した値（設計値）の80%とし、保証値の上限は、①当該設計値の100%まで、②原料の分析値に配合割合を乗じて得た値の100%まで、③最終製品の分析値までのいずれかとする。
※2 保証値の下限は、各原料の主成分の保証成分量に配合割合を乗じて得た値を合算した値（設計値）の80%とし、保証値の上限は、最終製品の分析値までとする。】

- ⑥ 新法第4条第2項第3号に掲げる普通肥料（特殊肥料等入り指定混合肥料）及び同項第4号に掲げる普通肥料（土壌改良資材入り指定混合肥料）については、原料の普通肥料において保証された主成分のほか、原料として使用した特殊肥料等において表示すべきものとされている主要な成分は、全て主要な成分として保証票に記載する。また、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の最終製品の分析により、一定量以上含有されていることが確認できる場合には、他の主要な成分を保証票に記載することができるものとする（農林水産大臣が別に定める場合にあっては、この限りではない。）。
⑦ 指定混合肥料に含まれるアルカリ分及び有効けい酸の保証等の最低量は、5%（従来は10%）とする。
⑧ 指定混合肥料に配合する特殊肥料等の種類及び配合の割合、混入する指定土壌改良資材の種類及び混入の割合の記載方法は、農林水産大臣が定めるところによるものとする。

- ⑨ 保証票に普通肥料の原料の種類又は配合の割合のうち農林水産大臣が定めるものを記載する際は、当該事項を表示した農林水産大臣が認めるウェブサイトのアドレスにより記載することができるものとする。
- ⑩ 保証票にウェブサイトのアドレスを表示する場合（④又は⑨）には、ウェブサイトを見ることができない者への対応として、肥料の容器又は包装に電話番号その他の連絡先を表示するとともに、当該アドレスの情報について書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面で交付しなければならないものとする。
- ⑪ 農林水産大臣が譲渡を許可する事故肥料の範囲に、生産業者又は輸入業者の所有する指定混合肥料を加えるとともに、当該譲渡許可に関する所要の手続を整備する。
- ⑫ 保証票の幅、長さ及び横線の位置の条件を削除するとともに、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。また、指定混合肥料に係る届出書、保証票の様式を定める（別紙「様式例」参照）。

（２）関係省令の規定の整備

肥料取締法の題名改正に伴う改正を行う。

（３）経過措置

- ① 本省令の施行の際、既に本省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本省令による改正後の様式（以下「新様式」という。）によるものとみなすものとする。
- ② 本省令の施行の際、既に登録・届出がなされている普通肥料の保証票については、当分の間、新様式で定める文字及び数字の大きさによらないことができるものとする。
- ③ 本省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

III 施行期日

改正法の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日（予定））

「様式案」

(1) 指定配合肥料の生産業者保証票

○	チル ント セー 2 ヌ ヌ
指 定 配 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票	
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	

(2) 指定化成肥料の生産業者保証票

○	チル ント セー 2 ヌ ヌ
指 定 化 成 肥 料 生 産 業 者 保 証 票	
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	

(3) 特殊肥料等入り指定混合肥料の生産業者保証票

○	チル ハ セー 2× び
特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
主要な成分の含有量	

(4) 土壌改良資材入り指定混合肥料の生産業者保証票

○	チル ハ セー 2× び
土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
主要な成分の含有量	

○改正法の施行スケジュール（予定）

	2019年12月4日 (改正法公布の日)	2020年 4月頃	2020年 8月頃	2020年 12月頃	2021年 12月頃
即日施行					
登録・仮登録取消し後の再登録の制限	施行				
1年を超えない範囲で定める日に施行					
配合規制の見直し - 品質低下しない配合の組合せ - 指定混合肥料の加工方法 法律の題名の変更	内容の検討	公布	施行		
2年を超えない範囲で定める日に施行					
原料管理制度の導入 - 原料規格 - 帳簿の備付け - 虚偽宣伝の禁止 表示基準の設定	内容の検討		公布		施行
法律以下のレベルの見直し					
公定規格の見直し - 規格統合・簡素化 - 成分濃度の規格引下げ - 微量要素等の表示	内容の検討		公布		施行
表示の見直し - 包材表示の簡素化（原料等） - 包材表示の簡素化（動物由来たん白質関連）	内容の検討	4/1 施行	公布	施行	